

令和4年3月4日

保護者 様

三芳町教育委員会

### 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う小中学校の対応について

日頃より、本町の教育活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、埼玉県では、いまだに感染状況が収束に至っていないことから、令和4年3月21日まで、まん延防止等重点措置期間を延長することが決定しました。

三芳町教育委員会といたしましては、感染の発生や拡大のリスクに十分配慮しつつ、対策を徹底した上で、最大限可能な範囲の教育活動を継続してまいります。

保護者の皆様におかれましても、引き続き家庭内での感染予防対策に万全を期していただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 基本的な感染症予防策の徹底

- ・ マスクの正しい着用(不織布のマスクがより効果的であるとされています)、3密の回避、手洗いの実施
- ・ 毎日の健康観察(発熱、咳、喉の痛み、頭痛等、体調不良が見られる場合は自宅で休養)
- ・ 定期的な換気の徹底

#### 2 本人及び同居のご家族等の健康観察のお願い

- ・ 児童生徒の健康観察(体温測定、風邪症状の有無の確認)を徹底していただくとともに、同居する家族等の健康観察にもご協力ください。
- ・ 児童生徒がPCR 検査・抗原検査等を受けた場合は、その旨を学校へご連絡ください。結果についても分かりしだいお知らせください。
- ・ 本人及び同居家族に、発熱、咳、喉の痛み、頭痛などの体調不良の症状がある場合は、医療機関の受診をお願いします。

#### 3 差別や偏見の防止

- ・ 新型コロナウイルス感染症は誰にでも感染のリスクがあります。感染したことによって不当な差別、偏見、いじめ等を受けることがあってはなりません。
- ・ 感染者を特定しようとする行為、SNS 等で情報を発信することは、児童生徒や保護者のプライバシーへの配慮を欠く行為です。情報の管理については十分ご注意くださいようお願いいたします。